特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和8年10月23日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に係る事務を行う。 ①申請者が市町村へ申請書を提出 ②保健福祉事務所で受理し、精神保健福祉センターへ進達 ③精神保健福祉センターで受理、審査 ④認定決定、市町村へ受給者証を送付 ⑤市町村にて申請者に受給者証を交付 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/回覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	精神保健福祉業務管理システム、中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、 Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費（精神通院）支給認定台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表　117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・番号表19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表　11、15、20、37、42、75、80、125、155、161の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第13条、17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第157条、第163条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表　144、145の項 ・番号法第19条第8条に基づく主務省令　第146条、第147条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部疾病・感染症対策課
②所属長の役職名	疾病・感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
長野県精神保健福祉センター	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2　長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL：026-235-7060（直通） FAX：026-235-7370 9時00分から16時30分（土日祝日除く） 上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2　長野県庁4階 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課 TEL：026-235-7109（直通）
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報取扱要領を策定し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ-5－②所属長名	保健・疾病対策課長　西垣　明子	衛生技監兼保健・疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
	Ⅰ-5－②所属長名	衛生技監兼保健・疾病対策課長	保健・疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年11月12日	Ⅰ-4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項　別表第二　56の2の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二　56の2の項	事後	番号法の改正による条ずれを修正
令和3年11月12日	Ⅰ-4-②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項　別表第二　・・・	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二　・・・	事後	番号法の改正による条ずれを修正
令和4年4月1日	Ⅰ-7請求先	上記の他、県内10か所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織改正時の修正漏れであり、重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅰ-3法令上の根拠	・番号表第9条第1項　別表第一　84項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	・番号表第9条第1項　別表　117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二　56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二　108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第55条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表　11、15、20、37、42、75、80、125、155、161の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第13条、17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第157条、第163条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表　144、145の項 ・番号法第19条第8条に基づく主務省令　第146条、第147条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅰ-1-②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に係る事務を行う。 ①申請者が市町村へ申請書を提出 ②保健福祉事務所で受理し、精神保健福祉センターへ進達 ③精神保健福祉センターで受理、審査 ④認定決定、市町村へ受給者証を送付 ⑤市町村にて申請者に受給者証を交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に係る事務を行う。 ①申請者が市町村へ申請書を提出 ②保健福祉事務所で受理し、精神保健福祉センターへ進達 ③精神保健福祉センターで受理、審査 ④認定決定、市町村へ受給者証を送付 ⑤市町村にて申請者に受給者証を交付 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人情報を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療助成の給付を受ける際に、従来の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能になる。	事後	番号法の改正による条ずれを修正
令和7年4月1日	Ⅰ-1-③システムの概要	精神保健福祉業務管理システム、中間サーバー、統合利用番号連携サーバー	精神保健福祉業務管理システム、中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事後	番号法の改正による条ずれを修正
令和7年4月1日	Ⅰ-3法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表　117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	・番号法第9条第1項　別表　117項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・番号表19条6号	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅰ-5－①所属長名	健康福祉部保健・疾病対策課	健康福祉部疾病・感染症対策課	事後	組織変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅰ-5－①所属長名	健康福祉部保健・疾病対策課長	健康福祉部疾病・感染症対策課長	事後	組織変更に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅰ−7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	―	9時00分から16時30分(土日祝日除く)	事後	評価書見直しに合わせた計数の時間の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。
令和8年4月1日	Ⅱ－1・2いつ時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更に該当しない。